

安八町告示第95号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年4月23日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月29日

安八町監査委員 清 伸二



記

第1 監査の請求

1 請求人

[Redacted name and address]

2 請求書の受付

令和2年4月23日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、お礼（新年互礼会盆栽借用）5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

（添付書類）

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年7月25日付 安総第2972号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年7月25日付 安総第2973号 情報公開請求却下通知書
5. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて（戻入れ金額175,250円）

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年4月24日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、監査委員は、安八町長に対し、お礼(新年互礼会盆栽借用)5,000円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の除斥

碓井昭夫監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月25日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年5月21日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年4月24日、令和2年5月25日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年1月4日(金)午前10時00分から、平成31年新年互礼会(以下「互礼会」という。)がハートピア安八1階ロビーと2階会議室で開催された。
- (2) 互礼会には、岐阜県選出国會議員、地元選出岐阜県會議員、安八町名誉町民、前安八町長、安八町會議員、安八町区長会及び副区長らをはじめ、関係者ら約270名(以下「出席者ら」という。)が出席した。
- (3) 互礼会は午前10時00分から1階ロビーで式典が行われ、次いで午前11時00分から2階会議室で懇親会が行われた。
- (4) (3)にいう式典では、国歌斉唱、安八町長(以下「町長」という。)あいさつ、来賓あいさつ、来賓紹介、祝電披露が行われた。
- (5) (3)にいう懇親会では、互礼会の出席者らが互いに新年のあいさつを交わしながら交流を深めた。
- (6) 町長が互礼会を開催する目的は、出席者らへの年始のあいさつは当然のこと、まちづくりに対するお礼、そして当該年における「若者や子どもたちを優しく包摂するまちづくり」の実現に向けての意見等を直接聴取するため、又、町の将来を支える若者や子どもたちに豊かな町をつなげていくためには出席者らの理解と協力が必要不可欠であるため、当面における行政課題を説明することであった。
- (7) 本件請求にいう、お礼(新年互礼会盆栽借用)に係る公金の支出は、年始の行事である互礼会を開催するにあたり、枯れることがないとのことから縁起がよいとされる松の飾り物(盆栽)を町内の方の厚意により借用したことに対するお礼のために支出されたものであった。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和元年7月17日付にて、お礼（新年互礼会盆栽借用）に関して「盆栽を借用したことを証するもの」、「お礼として5,000円渡したことを証するもの」について情報公開請求したところ、令和元年7月25日付、情報公開請求却下通知書「安総第2972号」、「安総第2973号」にて情報公開請求が却下された。却下の理由は「当該請求に係る書類は、実施機関である安八町は作成していないため、安八町情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する行政情報は不存在である。よって、当該請求に係る行政情報は、条例第10条第1項第2号（物理的不存在）に規定する行政情報であった。」との事実を前提に、「盆栽を借用したことも証されず、お礼として5,000円渡したことも証されず、本当にお礼を渡したのか、また、お礼が本当に5,000円であったのか疑義が持たれるものである。」、加えて「どういう経緯で盆栽を借用する経緯となったのか不明であるが、地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最小の限度を超えてこれを支出してはならない旨が規定されており、盆栽を貸してくれた方は見返り（5,000円のお礼）を求めることなくご厚意で盆栽を貸してくれたのであれば本件支出は不要な支出となり、地方財政法第4条第1項 地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えてこれを支出してはならない旨が規定に違反することは明らかである。また、盆栽の借用料である5,000円が社会通念上妥当な金額であれば借用の業者に依頼し請求書をもって支出の算定の基礎を明らかにするべきものである。本件お礼の目的を達成するために必要且つ最小の限度を超えての支出ではないことが証することができず違法若しくは不当な公金の支出といわざるをえないものである。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであ

るか否かについての基準についてだが、平成9年(行ウ)第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もつとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいうお礼に係る公金の支出(以下「本件支出」という。)の違法性若しくは不当性について検討することとした。

はじめに、互礼会は毎年仕事始めの日で開催されており、出席者らやその内容については、第6 事実関係の確認/1 監査対象事項について/(2)、(3)、(4)、(5)のとおりである。

次に互礼会を開催する目的については、同/(6)のとおりである。

このことから、互礼会は町長が同/(6)の目的を達成するために開催されたものであり、これに付随して支出された同/(7)にいう本件支出は必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、互礼会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや

記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。
よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。